

様式第十八の四（第11条の3第3項関係）

認定事業適応計画の概要の公表

1. 認定の日付

2023年6月23日

2. 認定事業適応事業者の名称

リンテック株式会社

3. 認定事業適応計画の内容

（1）事業適応に係る事業の目標

当社では、2030年に向けた長期ビジョン「LINTEC SUSTAINABILITY VISION 2030」を策定し、イノベーションによる企業体質の強靱化と持続的成長に向けた新製品・新事業の創出を通じて、サステナブルな社会の実現に貢献することを基本方針に掲げている。この長期ビジョンの重点テーマである「社会的課題の解決」の重要な柱の一つとして「脱炭素社会の実現への貢献」を挙げている。具体的には、CO₂排出量の削減率を2030年までに50%以上削減（2013年度比）することを目標としており、実現のための施策として燃料転換やスマートファクトリーの構築を計画している。

また、循環型社会の実現に向け、「環境方針」を定め、製品工程時に排出されるCO₂を減少させていくことで付加価値の創出と環境への負荷低減を両立させていく。

（2）その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標

2023年6月より事業適応を開始し、2025年3月末までに会社全体の炭素生産性を31%向上することを目標とする。

（3）財務内容の健全性の向上を示す目標

2024年度（計画終了年度）に経常利益を計上することを目標とする。

（4）事業適応の類型

エネルギー利用環境負荷低減事業適応

（5）計画の対象となる事業（日本標準産業分類における中分類名称及びその分類コード）

プラスチック製品製造業（18）

（選定の理由）計画の対象となる事業は、主に剥離フィルム等を製造するものであるため。

(6) 事業適応の具体的内容

下記の取組みにより会社全体の炭素生産性を 31%向上させることを見込む。

- ・ 2024 年 1 月に熊谷工場でフィルムコーター設備等の増設を実施。
- ・ 2024 年 1 月に龍野工場で自家消費型太陽光発電システムを導入。

(7) 事業適応の開始時期及び終了時期

開始時期 2023 年 6 月 、終了時期 2025 年 3 月

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(記載要領)

認定事業適応事業者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。